

<意見>

提出者名	(社)日本建設機械化協会
題目	情報化施工関連機器購入に対する優遇税制の創設
【意見の内容】	
i)種別	<input checked="" type="radio"/> ①新しい税制措置に係るもの <input type="radio"/> ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	<input type="radio"/> ①国税 (税目:) <input type="radio"/> ②地方税 (税目: 固定資産税)
iii)関係法律条項	地方税法附則第15条
iv)意見の詳細	<p>情報化施工は、ブルドーザやグレーダ、ローラ等の建設機械や測量機器に設計データや測量データを入力し、建設機械の自動制御や遠隔操作、オペレータ支援を行うなど、ICTの活用により施工の効率化合理化を図る施工方法であり、建設工事の品質向上、コスト縮減、省資源化、労働安全等の向上や危険な作業現場での施工が可能な新しい技術である。</p> <p>そのため、平成21年3月31日閣議決定された社会資本整備重点計画においても、情報化施工の一般的な工事への普及を促進することとされたところである。</p> <p>また、東日本大震災に伴う福島第1原発事故現場では、高濃度な放射線環境下において、建設機械の遠隔操作システムが活用されている。</p> <p>しかしながら、情報化施工に必要な機器やソフトウェア等のシステム(情報化施工関連機器)は、高価であり、普及に当たっての制約になっている。加えて、遠隔操作システムについては、特殊な現場以外では利用する機会が少なく保有するための負担が他の建設機械と比較し過大となっている。</p> <p>そのため、建設業者等が情報化施工関連機器の購入を行う場合の固定資産税の減免等の優遇措置の創設を要望する。</p>
v)措置を必要とする期間	当面の間。
vi)理由(必要性・妥当性)	社会資本整備重点計画に位置付けられた情報化施工の普及や東日本大震災等非常災害時の復旧・復興対策のために必要。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	建設工事の品質向上、コスト縮減、省資源化、労働安全の向上等。
viii)その他参考となる事項	

<意見>

提出者名	(社)日本建設機械化協会
題目	低炭素型建設機械購入に対する優遇税制の創設 (エネルギー需給構造改革推進設備等)
【意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税(税目:所得税、法人税) ②地方税 (税目:固定資産税)
iii)関係法律条項	租税特別措置法第10条の2の2、第42条の5第1項及び同条第2項、 地方税法附則第15条
iv)意見の詳細	<p>建設工事で用いる建設機械から排出される温暖化ガスの排出抑制等のため、建設機械の低燃費化、ハイブリッド化、電動建設機械などの技術開発が行われ、建設機械メーカーから低炭素型建設機械として販売されている。しかしながら、これらの低炭素型建設機械は、従来の同種のものに比べて、割高であるため普及が進んでいない。</p> <p>そのため、建設工事の分野で、低炭素型建設機械の導入を促進し、地球温暖化対策を推進するため、国土交通省による低炭素型建設機械の認定制度に基づき認定された低炭素型建設機械を購入した場合の特別償却、税額控除及び固定資産税の減免等の優遇措置の創設を要望する。</p>
v)措置を必要とする期間	低炭素型建設機械が普及するまでの間。
vi)理由(必要性・妥当性)	建設工事に伴う温暖化ガス排出抑制のために必要。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	建設工事に伴う温暖化ガス排出抑制による地球温暖化対策の推進。
viii)その他参考となる事項	低炭素型建設機械は日本政策金融公庫による融資対象となっている(環境・エネルギー対策資金)。 エネ革税制の適用期限は、平成24年3月31日。

<意見>

提出者名	(社)日本建設機械化協会
題目	中小企業投資促進税制の拡充
【意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税（税目：所得税、法人税） ②地方税（税目：）
iii)関係法律条項	租税特別措置法第10条の3、第42条の6第1項及び同条第2項
iv)意見の詳細	<p>(1)不整地運搬車の追加(法第42条の6第1項) 建設業においては、「不整地運搬車」は、事実上は建設機械の一種として、ダンプトラックやクレーン車の入れない不整地、軟弱地、傾斜地や狭隘な現場での資機材及び土砂等の運搬に数多く使用されている。しかしながら、現行では、「不整地運搬車」は、法令上は建設機械と位置付けられていないため、優遇税制の対象から外れ、優遇税制が認められている他の建設機械と比較し、著しく不公平となっている。そのため、本制度の対象に「不整地運搬車」を追加し、他の建設機械と同様の扱いとなるよう要望する。</p> <p>(2)物品賃貸業への適用(施行規則第20条の2の2第7項第11号) 建設業者数は、498,806 業者(H23.3 末)を数え、資本金が百億を超えるスーパーゼネコンから個人業者まで多種多様であるが大半は中小・零細業者である。したがって、建設機械を自前で調達できずリース・レンタルで調達しているケースも相当数ある。従って、物品賃貸業の発達には建設機械の調達環境の改善していく上で極めて重要であり、物品賃貸業を本税制の対象とするよう要望する。</p> <p>(3)税額控除対象者の拡大(法第42条の6第2項、政令第27条の6第7項) 中小企業投資の一層の促進を図るため、「特別償却」の対象者と同様に、「税額控除」の資本金基準を、現行の「3,000万円以下」を引き上げることにより、「税額控除」の対象者の拡大を要望する。</p>
v)措置を必要とする期間	当面の間。
vi)理由(必要性・妥当性)	不公平の是正、中小企業投資の一層の促進。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	中小企業投資の一層の促進。建設機械の調達環境の改善による建設業の合理化。
viii)その他参考となる事項	中小企業投資促進税制の適用期限は、平成24年3月31日。

<意見>

提出者名	(社)日本建設機械化協会
題目	試験研究を行った場合の所得税、法人税額の特別控除の延長
【意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの <input checked="" type="radio"/> ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:所得税、法人税) ②地方税 (税目:)
iii)関係法律条項	租税特別措置法第10条第6項及び第42条の4第9項
iv)意見の詳細	<p>中小企業者等が試験研究を実施した場合、試験研究費の8～12%に相当する額の税額控除が認められている。</p> <p>また、上記に加え、平成24年3月31日までは、追加的に試験研究費の増加分の5%相当又は売上高に占める試験研究費が10%を超える場合は、超える部分の20%分を控除されている。</p> <p>建設機械及び施工に関する技術開発を促し、その高度化を進めることは、建設事業の効率化、労働安全対策や環境対策を推進していく上で極めて需要である。</p> <p>従って、平成24年3月31日迄となっている特別控除の延長を要望する。</p>
v)措置を必要とする期間	当面の間。
vi)理由(必要性・妥当性)	建設事業の生産性、労働安全性等の向上のために必要。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	建設工事の品質向上、コスト縮減、労働安全対策、環境対策の推進等。
viii)その他参考となる事項	

<意見>

提出者名	(社)日本建設機械化協会
題目	軽油引取税の免税適用範囲の拡大
【意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:) ②地方税 (税目: 軽油引取税)
iii)関係法律条項	地方税法附則第12条の2の7第1項第5号、施行令附則第10条の2の2第6項、規則附則第4条の7第8項
iv)意見の詳細	<p>公道を走行しない特殊事業者からの排出ガスを規制するため平成19年からオフロード法による建設機械の排出ガス規制が行われ、平成23年から規制が強化される。</p> <p>一方、軽油と灯油等他の燃料間の不公平感から多くの建設現場で不適正な燃料の使用による生活環境の悪化や建設機械の損傷が課題となっている。</p> <p>従って、規制の遵守と相まって不適正な燃料の使用防止が必要となっている。</p> <p>特に、東日本大震災の復旧・復興事業が集中するなかで、これを円滑に進めていくためには、その徹底が不可欠である。</p> <p>これらの不適正な燃料の使用を未然に防止し、規制の実効性を確保していくためには、軽油引取税の免税措置が必要であり、とび・土工工事業のみに限定されている免税適用範囲に、東日本大震災の復旧・復興事業も加えるなど、建設工事業への適用拡大を要望する。</p>
v)措置を必要とする期間	当面の間。
vi)理由(必要性・妥当性)	不適正燃料使用の防止、オフロード法の実効性確保。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。東日本大震災復旧・復興事業の円滑な実施。
viii)その他参考となる事項	とび・土工・コンクリート工事の課税免除措置は、平成24年3月31日まで適用。

<意見>

提出者名	(社)日本建設機械化協会
題目	印紙税の軽減
【意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:印紙税) ②地方税 (税目:)
iii)関係法律条項	印紙税法第2条、同法第5条、租税特別措置法第91条
iv)意見の詳細	<p>建設工事は、重層下請け構造であり、発注者と元請け業者間の他、元請け業者と一次下請け業者間、一次下請け業者と二次下請け業者間などで工事請負契約の締結が必要である。</p> <p>したがって、現行印紙税法に基づき、印紙税を課税された場合、重複課税となり、他の産業に比べて印紙税負担が過大になっている。</p> <p>特に東日本大震災に関する復旧・復興事業の実施に際しては、一時的にその工事量が増大するためその負担が著しくなると思われる</p> <p>また、消費税と印紙税は間接税の中の流通税で同類であり、一取引一課税の原則から考えれば二重課税となっており、消費税に一本化すべきである。</p> <p>そのため消費税の導入時には多くの間接税が廃止されたが、印紙税については廃止されていないので、早急に廃止すべきであるが、当面は、東日本大震災に係る復旧・復興工事については印紙税の廃止を要望する。</p>
v)措置を必要とする期間	当面の間。
vi)理由(必要性・妥当性)	不公平の是正。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	建設工事コストの削減。東日本大震災復旧・復興事業の円滑な実施。
viii)その他参考となる事項	平成 23 年度税制改正において印紙税の軽減措置は平成 25 年 3 月 31 日まで認められた。